

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4.6.6	R4.6.9	令和4年度固定資産評価調書のうち ①令和4年度 事務所別評価額等調（総計その1） ②令和4年度 事務所別評価額等調（宅地その1） ③令和4年度 事務所別評価額等調（宅地以外その1）	3	1														主税局資産税部固定資産評価課	
2	R4.4.28	R4.6.20	(1) 9主資固第80号「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領」（31主資固第350号一部改正） (2) 29主資固第332号「土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の還付不能額の返還基準等について（通達）」（2主資固第362号一部改正） (3) 29主資固第41号「東京都不動産取得税に係る還付不能額の返還等要領」（31主資固第349号一部改正） (4) 29主資固第338号「不動産取得税の還付不能額の返還基準等について（通達）」（2主資固第367号一部改正）	11	1														主税局資産税部固定資産税課	
3	R4.6.20	R4.6.30	東京都で加入している保険料5万円以上の保険契約（損害保険）の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し。但し、庁用車の任意保険及び市有物件共済会の火災保険及び市長会又は町村会の総合賠償責任保険は保険料総額が判れば良いので明細書は不要（他、自賠責保険は不要）＜令和4年6月20日時点で有効な契約分＞	4	1							1							東京都情報公開条例第7条第4号に該当 保険会社及び代表者の印影については公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局総務部経理課
4	R4.6.17	R4.6.30	固定資産税路線価（令和3基準年度）における東京都港区の下記標準宅地の「鑑定評価書」 番号04-374、番号04-146、番号04-405、番号04-367、番号04-334、番号04-145、番号04-391、番号12-110、番号14-162、番号15-124、番号15-127、番号15-043、番号04-404	52	1							1	1	1					(1) 不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び当該不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第4号に該当） (2) 取引事例の地積及び取引時点 ア 町丁目等の記載事項と照合することにより、取引事例地を特定することができ、公にすることで、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。（同条例第7条第2号に該当） イ 不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（同条例第7条第3号に該当） ウ 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（同条例第7条第6号に該当）	主税局港都税事務所固定資産評価課
5	R4.6.17	R4.6.30	固定資産税路線価（令和3基準年度）における東京都港区の下記標準宅地の「路線価等算出表」 番号04-374、番号04-146、番号04-405、番号04-367、番号04-334、番号04-141、番号04-145、番号04-391、番号12-110、番号14-162、番号15-124、番号15-127、番号15-043、番号04-404	41	1														主税局港都税事務所固定資産評価課	
6	R4.6.17	R4.6.30	標準宅地番号01-057、01-203に係る令和3基準年度路線価等算出表	11	1														主税局中央都税事務所固定資産税課	
7	R4.6.17	R4.6.30	標準宅地番号01-057、01-203に係る令和3基準年度標準宅地の鑑定評価書	8	1							1	1	1					(1) 不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び当該不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第4号に該当） (2) 取引事例の地積及び取引時点 ア 町丁目等の記載事項と照合することにより、取引事例地を特定することができ、公にすることで、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。（同条例第7条第2号に該当） イ 不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（同条例第7条第3号に該当） ウ 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（同条例第7条第6号に該当）	主税局中央都税事務所固定資産税課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。